

府立学校における「まん延防止等重点措置」実施期間中の教育活動等について

令和3年6月18日

大阪府教育庁

1 基本的な考え方について

令和3年4月25日以降に実施した緊急事態措置により、新規感染者は大きく減少しているものの、依然として医療提供体制の負荷は高く、再び感染が拡大した場合、同体制のひっ迫は避けられない。

このような状況を踏まえ、府立学校においては、子どもたちの健やかな学びを保障するため、通常形態で教育活動を継続するが、引き続き感染リスクの高い教育活動は実施しない等、徹底した感染防止対策に取り組む。

2 感染症対策の徹底について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

マスクを着用し、手洗い及び換気を徹底する。常時換気が難しい場合は30分に1回以上窓を開けて換気を行う。

(2) 健康観察の徹底

児童生徒等、教職員とも、登校出勤前に自宅にて検温・健康観察の実施を徹底する。児童生徒等の体調が悪い時は自宅での休養を促し、無理して登校しないよう指導する。

また、登校後は児童生徒等の体調観察に努め、体調の不調を確認した場合は速やかに教職員が連携し迅速な対応をとる。

教職員が発熱等の風邪症状がある時は休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整える。

(3) 給食・食事時の指導や食堂の利用

食事の前後の手洗いを徹底するとともに、机を向かい合わせにしない、食事時の会話を控える、食事後には必ずマスクをつけるなど、飛沫の飛散防止の対応を行う。

(4) 食堂における感染症対策

食堂運営事業者と協議・相談の上、食堂での感染予防策を徹底する。

なお、感染予防策の実施にあたっては、「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～（令和2年12月25日）」のP.34～35を参照すること。とりわけ、以下の点について留意すること。

- ・テーブル上やカウンターでのパーティションの設置等、飛沫感染を防ぐための対策を行う。
- ・換気を徹底するとともに、CO₂モニターを設置するなど換気の状態を確認する。
- ・座席に一定の間隔をあける、一方向のみに座る等、密着・密集を防ぐための座席配置を行う。

3 教育活動上の対応について

(1) 感染リスクの高い教科活動

以下に例を挙げるような、マスク着用等の感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施しない。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和2年12月10日）参照）
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」

- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 体育の授業実施上の留意点

可能な限り屋外で実施する。屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。また、集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空ける。

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外す。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意する。

（「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年6月11日、文部科学省事務連絡）の4参照）

(3) 学校行事等

実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるとともに、「児童生徒等が長時間にわたり密集又は近距離で行う活動」「近距離で一斉に大声を出す活動」「模擬店など飲食を提供する活動」等感染リスクの高い活動は行わない。

ただし、文化祭の劇や体育祭の応援合戦等、大声を出す活動等は、近距離での向かい合っただけの発声を避けるよう指導するとともに、室内では換気を徹底したうえで、演者と観客との間、演者と演者との間に十分な身体的距離を確保するなどの対策を講じたうえで実施してもよい。

また、保護者等の来場者については、行事の趣旨や会場の収容人数等を踏まえ、例えば、会場内での身体的距離を人と人とが接触しない程度の間隔を確保できることなどを目安として、必要に応じて人数を制限する。

(4) 府県間の移動を伴う教育活動等

府県間の移動を伴う教育活動（修学旅行や校外学習など）については、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合や緊急事態措置区域を旅行（移動）先としている場合は中止または延期する。

また、修学旅行等、泊を伴う教育活動については、「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和2年12月3日改訂）」の内容を踏まえ、慎重に判断するとともに、実施する場合は感染症対策を徹底する。

(5) 部活動

活動のない期間が1か月以上にわたる部活動については、熱中症対策の観点から、暑熱順化等に要する期間を考慮して、段階的に活動を行うとともに、活動開始の2週間は、平日1時間以内の活動とすること。

他校との練習試合（合同練習を含む。）や合宿等は行わない。

活動する際は、『府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(令和2年12月25日)「部活動に関する留意事項」p.31～33』を再度徹底するとともに、以下の点に留意する。

ア 普段の練習においては、十分な感染症対策を講じるとともに、「生徒どうしが近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな発声や激しい呼気を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。ただし、公式な大会等(※1)への出場に向けて、事故防止の観点から、これらの活動を行う必要がある場合は、最小限にとどめること。

(※1) 公式な大会等：高等学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会やコンクール等

イ 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒すること。

ウ 部活動休憩時においては生徒どうしで会話をしながら飲食することを控えるとともに、登下校時や公式戦会場等への移動時においては生徒どうしで食事をするこゝ自体控えるよう、特に指導を徹底すること。

エ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うこと。

オ その他、別添の「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年6月11日、文部科学省事務連絡)の別紙の内容に留意すること。

(6) その他

児童生徒等に対して、下校時において生徒どうしによる飲食は厳に慎むよう、特に指導を徹底する。

4 児童生徒等の心のケア等について

(1) 心のケア等

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応する。

また、新型コロナウイルス感染症に関わつての偏見や差別、いじめが生起しないよう十分留意する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等への対応

新型コロナウイルス感染症が感染拡大していること、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなど、同感染症への不安を感じる児童生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重する。そのうえで、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、「5 児童生徒等に対する学びの保障について」のとおり個別に対応する。

また、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として扱う。

なお、すべての児童生徒等及びその保護者等に対して、同感染症への不安を感じて登校しない場合は、欠席扱いとはしないことやオンライン等を活用して学びの保障を行うことについて、改めて周知徹底を図ること。

(3) 児童虐待への対応

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念される。各市町村の要保護児童対策地域協議会等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として、児童生徒等の状況把握に努める。

児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず子ども家庭センターまたは市町村の福祉

部局等に通告を行う。

5 児童生徒等に対する学びの保障について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等に対する学びの保障について

児童生徒等の状況に応じた学びの保障を行っていくことが重要であり、その際には、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、積極的にオンラインを用いた支援（※2）を行う。

また、濃厚接触者等に特定された児童生徒等についても、児童生徒等や保護者の意向も踏まえ、同様の支援を実施する。

- (2) 臨時休業となった際の学びの保障について

臨時休業となった場合、児童生徒等に対し、学びの保障を行っていくことが必要であり、休業期間の長短に関わらず、準備ができた教科・科目等から積極的にオンラインを用いた支援（※2）等に努める。

（※2） オンラインを用いた支援例

ア Google MeetやZoom等を用いた同時双方向型での支援

- ・教室で行っている授業を配信
- ・登校しない児童生徒等を対象とした講義
- ・質問対応
- ・ホームルームや個別懇談

イ Youtube等を用いたオンデマンド型での支援

- ・授業を録画して配信
- ・課題のポイントを解説した動画の配信

ウ Google Classroom等を使った支援

- ・課題を送受信
- ・チャット機能を用いた質問対応

6 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合の臨時休業について

学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかについては、教育庁が保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえて検討し判断する。

臨時休業を実施する場合は、原則として当該学校の全部を休業とするが、状況に応じて、保健所による疫学調査の結果や指示及び助言等を踏まえ、例えば、学校再開の判断において課程や学年等別に必要な期間を設ける場合もある。（「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年12月25日）」p.41～42）

なお、臨時休業となった際の児童生徒等に対する学びの保障については、上記5（2）を参照すること。

7 参考資料等

【教育活動等全般について】

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」

（令和2年12月25日付け 教保第2197号）

「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」

（令和3年5月10日付け 教支第1260号）

【授業や学校行事等について】

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）」

（令和2年12月10日付け 教高第3162号）

「令和2年度修学旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン（令和2年12月3日改訂）」
（令和2年12月3日付け 教高第2271-2号）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

（令和3年6月11日付け 事務連絡（文部科学省））

【部活動等について】

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

（令和3年1月8日付け 教保第2310号）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

（令和3年6月11日付け 事務連絡（文部科学省））

【臨時休業の判断等について】

「〔COVID-19〕児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応の改訂について（通知）」
（令和3年2月24日付け 教保第1480-2号）